



20高教政第1732号

平成21年3月26日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長

（ 公 印 省 略 ）

「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の
特例に関する条例」及び「技能職員の給与の特例に関する就業規則」
について（通知）

平成21年2月議会に提出していました知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例議案が3月19日（木）に可決成立しましたので、その概要を別紙のとおりお知らせします。条例の公布日は、3月27日（金）の予定です。

また、技能職員の給与の特例に関する就業規則についても、同日告示の予定です。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例
及び技能職員の給与の特例に関する就業規則の主な内容

1 特例条例及び特例就業規則制定の目的

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）及び技能職員の給与の特例に関する就業規則（以下「特例就業規則」という。）は、本県の厳しい財政状況を考慮し、職員の給料等を平成21年度の1年間、時限的に減額することとしたものである。

2 主要な内容

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間において、(1)から(5)までの給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（特例条例第1条）

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (() は、減額率)	
知事	1,240,000円	(30%)	868,000円
副知事	950,000円	(15%)	807,500円
常勤の人事委員会委員	624,000円	(10%)	561,600円
常勤の監査委員	624,000円	(10%)	561,600円
教育長	790,000円	(10%)	711,000円

(2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和28年高知県条例第13号。以下「地方自治法第203条の2条例」という。）別表第1及び別表第2に掲げる者のうち、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員の報酬月額について、当該額に5パーセントを乗じて得た額を減額すること。（特例条例第2条）

減額の対象となる委員会の委員等		地方自治法第203条 の2条例の規定に よる報酬	特例条例の規定に よる減額後の報酬
教育委員会	委員長	275,000円	261,250円
	委員	198,000円	188,100円
選挙管理委員会	委員長	151,000円	143,450円
	委員	118,000円	112,100円
監査委員		242,000円	229,900円
公安委員会	委員長	211,000円	200,450円
	委員	182,000円	172,900円
人事委員会	委員長	211,000円	200,450円
	委員	182,000円	172,900円
労働委員会	会長	198,000円	188,100円
	公益委員	182,000円	172,900円
	労働者委員及び 使用者委員	152,000円	144,400円
	特別調整委員	91,000円	86,450円
収用委員会	会長	151,000円	143,450円
	委員	118,000円	112,100円
海区漁業調整委員会	会長	71,000円	67,450円
	委員	57,000円	54,150円
	専門委員	57,000円	54,150円
内水面漁業管理委員 会	会長	34,000円	32,300円
	委員	25,000円	23,750円

- (3) 職員の給料月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。ただし、手当の額等は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）等の規定による額とすること。（特例条例第3条・特例就業規則第1条）

職員の区分	減額率
ア 管理職手当が支給されている職員等	5%

イ ア以外の職員	
(ア) 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める役職加算割合が100分の5を超える職員（任用3等級の職員等）	1.85%
(イ) 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める役職加算割合が100分の5である職員（任用4等級の職員等）	1.3%
(ウ) (ア)及び(イ)以外の職員（任用5・6・7等級の職員等）	0.5%

(4) 職員の給料の調整額について、当該額に(3)の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（特例条例第4条・特例就業規則第2条）

(5) 職員の管理職手当の月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（特例条例第5条）

職員の区分	減額率
ア 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める管理職加算割合が100分の20である職員	15%
イ 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める管理職加算割合が100分の10である職員	12%
ウ ア及びイ以外の職員	10%

3 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行する。